明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○地方自治法施行規則の一部を改正する省令（総務四一）　一

〔告　示〕

○皇族たる皇室会議の議員及びその予備議員の互選において当選した件（宮内庁一五）　二

○山村振興法に基づく産業振興施策促進事項について同意した件（総務・農林水産・国土交通一七）　二

○保安林の指定をする件　三

○保安林の指定を解除する件（同八二五～八三九）　三

○都市再開発法の規定により施行規程及び事業計画の変更を認可した件（農林水産八一四～八二四）　三

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同五二三～五二五）　五

○土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更を認可した件（国土交通五二一）　五

○船舶安全法に基づき認定事業場として認定した件（同五二六）　五

○航路標識に関する件（海上保安庁二二、二三）　五

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の業務を行う事務所の所在地を変更した件（関東地方整備局五二）　七

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　法務省　外務省　最高裁判所　七

〔皇室事項〕

〔公　告〕

諸事項　七

官庁　八

有権者申出方関係

裁判所　八

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

地方公共団体　八

教育職員免許状失効関係

会社その他　八

省令

○総務省令第四十一号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十四条の四十九の二十五第一項及び同令第百七十四条の四十九の三十三第一項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十一日

総務大臣　石田　真敏

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十七条の八　地方自治法施行令第百七十四条の四十九の二十五第一項に規定する総務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。 ［一　略］ 二　包括外部監査契約を締結しようとする相手方が地方自治法第二百五十二条の二十八第三項第一号から第五号までのいずれにも該当しない旨の当該包括外部監査契約を締結しようとする相手方の宣誓書 ［三　略］	**第十七条の八**　地方自治法施行令第百七十四条の四十九の二十五第一項に規定する総務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。 ［一　同上］ 二　包括外部監査契約を締結しようとする相手方が地方自治法第二百五十二条の二十八第三項第一号から第六号までのいずれにも該当しない旨の当該包括外部監査契約を締結しようとする相手方の宣誓書 ［三　同上］
第十七条の十　地方自治法施行令第百七十四条の四十九の三十三第一項に規定する総務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。 ［一　略］ 二　個別外部監査契約を締結しようとする相手方が地方自治法第二百五十二条の二十八第三項第一号から第五号までのいずれにも該当しない旨の当該個別外部監査契約を締結しようとする相手方の宣誓書 ［三　略］	**第十七条の十**　地方自治法施行令第百七十四条の四十九の三十三第一項に規定する総務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。 ［一　同上］ 二　個別外部監査契約を締結しようとする相手方が地方自治法第二百五十二条の二十八第三項第一号から第六号までのいずれにも該当しない旨の当該個別外部監査契約を締結しようとする相手方の宣誓書 ［三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。